



# 11月25日から12月1日は 「犯罪被害者週間」です

お問い合わせ 佐渡西警察署 ☎ 74-0110 佐渡東警察署 ☎ 27-0110

## 犯罪被害者の現状と支援の必要性

犯罪の被害者や遺族の方は、

- **第1次被害** 命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命・身体・財産上の直接的な被害
- **第2次被害** 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道によるストレス、不快感

など、被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられます。警察では、その深い悲しみと苦痛が一日でも早く軽減、回復されるよう、さまざまな支援活動を行っています。

## けいさつ相談窓口のご案内

警察では、各種の相談窓口を設けて被害者の方からのさまざまな相談に応じています。被害者本人からだけでなく、そのご家族やご友人からの相談も受け付けています。

また、警察だけでは対応できないことについては、専門の機関を紹介しますので、どこに相談したらよいかわからない場合にも、警察の相談窓口をご利用ください。

- **警察本部「けいさつ相談室」**  
☎ 025-283-9110  
(プッシュ専用) #9110番
- **警察本部「女性被害110番」**  
☎ 025-281-7890
- **佐渡西警察署「相談室」** ☎ 74-0110
- **佐渡東警察署「相談室」** ☎ 27-0110

## 被害者やその家族の方が利用できる警察の制度

- **情報提供・負担軽減に関する制度**
  - ・ 指定被害者支援要員制度
  - ・ 被害者連絡制度
- **安全確保に関する制度**
  - ・ 再被害防止・保護に関する制度
  - ・ DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護
- **経済的支援に関する制度**
  - ・ 医療費等支援制度
  - ・ 一時避難場所確保公費負担制度
- **精神的被害の支援制度**
  - ・ カウンセリング制度



## 平成26年度沖縄「平和の礎」<sup>いしじ</sup>追加刻銘について ～沖縄戦で亡くなられた方のご遺族へ（お知らせ）～

沖縄県糸満市の平和祈念公園内に、沖縄戦で亡くなられたすべての方々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があります。

次に該当する場合で、まだ刻銘されていない方は、追加刻銘ができます。

昭和19年3月22日から昭和21年9月7日までの間、沖縄県区域および南西諸島周辺において、沖縄戦が原因で亡くなられた方



詳しくは、市役所社会福祉課援護係 ☎ 63-5113、または、新潟県福祉保健課援護恩給室 ☎ 025-280-5180までお問い合わせください。